



16生畜第418号
平成16年5月13日

各都道府県知事 へ

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について

稲発酵粗飼料用稲に対する農薬の使用については、農家等の農薬の適正な使用が強く求められていることから、これまで稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル(稲発酵粗飼料推進協議会、飼料増産戦略会議、(社)日本草地畜産種子協会作成)に沿った稲発酵粗飼料に対する農薬の適正使用について指導をお願いしてきたところである。

今般、飼料作物等生産安定対策事業(事業実施主体:(社)日本草地畜産種子協会)において、稲発酵粗飼料に使用することが適正な農薬について試験を実施し、新たに下記の移植栽培用等の除草剤が使用適当と判断されたので、別添の稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアルに追加することとされたところである。

については、これらの農薬について、貴管下の農家等の関係者への周知を図るとともに、その使用に当たって、地域の生産実態に応じて適切な農薬を選定するよう指導を行う等農薬の適正使用に係る指導をお願いします。

なお、貴管内都道府県水田農業推進協議会に対し周知についても併せてお願いします。

記

除草剤(移植栽培に適用できるもの)

農薬の種類	農薬の種類
シハロホップブチル粒剤	ベントゾン粒剤
シハロホップブチル乳剤	ベンスルフロンメチル・ベンチオカーブ・メフェナセット粒剤
シハロホップブチル・ベントゾン液剤	

なお、使用に当たっては、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や雑草の発生動向等を踏まえて選定すること。

除草剤(直播栽培に適用できるもの)

農薬の種類
シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル・ベントゾン液剤